

表1 水質検査項目および検査頻度

	項 目	基 準 値	検査の省略の可否	実施検査頻度		自己／委託の区分
				原水検査の頻度	浄水検査の頻度	
1	一般細菌	100個/mL以下	×	年1回	月1回	委託
2	大腸菌	検出されないこと	×	年1回	月1回	〃
3	カドミウムおよびその化合物	0.003mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
4	水銀およびその化合物	0.0005mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
5	セレンおよびその化合物	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
6	鉛およびその化合物	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
7	ヒ素およびその化合物	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
8	六価クロム化合物	0.05mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	×	年1回	年4回	〃
10	シアン化物イオンおよび塩化シアン	0.01mg/L以下	×	年1回	年4回	〃
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	×	年1回	年4回	〃
12	フッ素およびその化合物	0.8mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
13	ホウ素およびその化合物	1.0mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	○	年1回	年4回	〃
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
21	塩素酸	0.6mg/L以下	×	-	年4回	〃
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	×	-	年4回	〃
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	×	-	年4回	〃
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	-	年4回	〃
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	×	-	年4回	〃
26	臭素酸	0.01mg/L以下	○	-	年4回	〃
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	×	-	年4回	〃
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	×	-	年4回	〃
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	×	-	年4回	〃
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	×	-	年4回	〃
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	×	-	年4回	〃
32	亜鉛およびその化合物	1.0mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
33	アルミニウムおよびその化合物	0.2mg/L以下	○	年1回	年4回	〃
34	鉄およびその化合物	0.3mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
35	銅およびその化合物	1.0mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
36	ナトリウムおよびその化合物	200mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
37	マンガンおよびその化合物	0.05mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
38	塩化物イオン	200mg/L以下	×	年1回	月1回	〃
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	○	年1回	年4回	〃
40	蒸発残留物	500mg/L以下	○	年1回	年4回	〃
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
45	フェノール類	0.005mg/L以下	○	年1回	年1回	〃
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	×	年1回	月1回	〃
47	PH値	5.8以上・8.6以下	×	年1回	月1回	〃
48	味	異常でないこと	×	-	月1回	〃
49	臭気	異常でないこと	×	年1回	月1回	〃
50	色度	5度以下	×	年1回	月1回	〃
51	濁度	2度以下	×	年1回	月1回	〃

表1-2 1日1回行う検査

	項 目	基 準 値
1	色	異常なし
2	濁り	異常なし
3	異常な臭	異常なし
4	消毒の残留効果(残量塩素)	0.1mg/L以上

表1-3 水質管理目標設定項目

[illegible]

上水道事業			令和6年度 水質検査実施計画表（定期）														合計	記 事
		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
		日																
王子保	原水	39 項 目			1		1	1	1					4				
		クリプトスポリジウム					1							1				
		採 水 場 所			NO.3		NO.6	NO.4	NO2					－				
		指 標 菌	3	3	3	3	3	3	4	3	3	3	3	37				
	採 水 場 所	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.2.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	NO.3.4.6	－				
	浄水	51 項 目							1					1				
		29 項 目		1		1						1		3				
		9 項 目	1		1		1	1		1	1		1	1	8			
採 水 場 所		湯谷町	ひばりヶ丘	しきぶ台	富士見ヶ丘	家久町	朝陽台	湯谷町	しきぶ台	ひばりヶ丘	朝陽台	本保町	富士見ヶ丘	－				
向新保	原水	39 項 目				1								1				
		指 標 菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12				
	浄水	採 水 場 所	送水場	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	－				
		水道管理目標設定項目 （農 業 以 外）			1									1				
		農 薬 類			1			1						2				
西谷	浄水	採 水 場 所			送水場			送水場					－					
		51 項 目										1		1				
		29 項 目		1			1			1				3				
		9 項 目	1		1	1		1	1		1	1		8				
白山	原水	採 水 場 所	荒谷町	萱谷町	北小山町	文室町	北町	向新保町	北小山町	文室町	北町	萱谷町	荒谷町	向新保町	－			
		39 項 目				1									1			
		指 標 菌	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12			
	浄水	水道管理目標設定項目 （農 業 以 外）						1							1			
		農 薬 類			1			1							2			
		採 水 場 所			浄水場			浄水場							－			
		51 項 目											1		1			
		29 項 目		1			1			1					3			
不老	浄水	9 項 目	1		1	1		1	1		1	1		8				
		採 水 場 所	曽原町	千合谷町	安養寺町	菖蒲谷町	曽原町	千合谷町	安養寺町	菖蒲谷町	曽原町	千合谷町	安養寺町	菖蒲谷町	－			
		51 項 目			1										1			
		29 項 目		1			1			1					3			
不老	浄水	9 項 目	1			1		1	1		1	1		8				
		採 水 場 所	中津山町	栗田部町	藤木町	長谷町	南坂下	春山町	栗田部町	長谷町	新堂町	南坂下町	春山町	新堂町	－			

		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	記 事
検査合計	原水	39 項 目	0	0	1	2	1	1	1	0	0	0	0	0	6	
		クリプトスポリジウム	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
		指 標 菌	5	5	5	5	5	5	6	5	5	5	5	5	61	
	浄水	51 項 目	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	4	
		29 項 目	0	4	0	1	3	0	0	3	0	1	0	0	12	
		9 項 目	4	0	3	3	1	4	3	1	4	3	2	4	32	
		水道管理目標設定項目 （農 業 以 外）	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	
		農 薬 類	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	4	

※厚生労働省の定めるところによる水道管理目標設定27項目の内、越前市の浄水工程で使用していない亜塩素酸と二酸化塩素は省略し、総トリハロメタンを追加する。